

食品安全委員会（第1007回会合）議事概要

日 時:令和7年12月23日(火) 14:00~15:20
場 所:食品安全委員会第一会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般17名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・肥料 1案件

(農林水産省からの説明)

肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に基づく普通肥料の
公定規格の改正について(被覆複合肥料)

→農林水産省から説明。

本件については、評価の対象とされていない主成分及び試験に関するものであり、重金属を含む有害成分の規制に変更はないことから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとなった。

(2) 農薬第二専門調査会における審議結果について

・「ニトラピリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第五専門調査会における審議結果について

・「エチプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナー

ゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

・「STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) プリオン専門調査会における審議結果について

・「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(6) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ボスカリド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「ボスカリドの許容一日摂取量 (ADI) を 0.044 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 3 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「KY10995/pAM7-122 株を利用して生産された 5-アミノレブリン酸リン酸塩」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等調査会におけるものと同じ結論、「「KY10995/pAM7-122 株を利用して生産された 5-アミノレブリン酸リン酸塩」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」(「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添) を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品 (微生物) の安全性評価基準」に

よる評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(7) その他

→令和8年1月6日で任期満了となる山本委員長から、これまでの食品安全委員会での活動を振り返っての発言があった。